

高齢者の保険料のお知らせ

● 後期高齢者医療保険料の軽減措置が見直されます

平成 29 年度の後期高齢者医療制度の保険料の軽減措置について、次のとおり軽減措置が見直されます。
(国保年金課年金高齢医療係 ☎ 82-1209)

1 世帯の所得水準によって「均等割額 (52,390 円)」が次のとおり軽減されます。

- ・ 33 万円 + (49 万円×被保険者数) を超えない世帯 ▶ 2 割軽減
- ・ 33 万円 + (27 万円×被保険者数) を超えない世帯 ▶ 5 割軽減
- ・ 33 万円を超えない世帯 ▶ 8.5 割軽減
- ・ 33 万円を超えない世帯のうち、被保険者全員が年金収入 80 万円以下 (その他各種所得がない) の世帯 ▶ 9 割軽減



2 会社などで加入していた保険の扶養家族だった人は、均等割額が 7 割軽減されます。

3 所得割額を負担する人のうち、賦課のもととなる所得が 58 万円以下の人は、所得割額が 2 割軽減されます。

● 保険料を年金から差し引きます〈特別徴収〉

次に該当する人は、介護保険・国民健康保険・後期高齢者医療の保険料が 4 月以降、特別徴収の対象となります。対象とならない人には、介護保険・国民健康保険は 6 月中旬、後期高齢者医療は 7 月中旬に通知書を送付します。

※以前に国民健康保険・後期高齢者医療の保険料の納付方法変更の届出をされた人は、引き続き口座から引き落とされます。

Ⅱ 介護保険料 (国高齢福祉課介護保険係 ☎ 82-1172)

- ・ 平成 29 年 2 月の年金から保険料を差し引かれた人
- ・ 平成 28 年 10 月 1 日までに本市の介護保険の被保険者になった人で、保険料を差し引かれる年金の受給額が 18 万円以上の人

※平成 28 年 10 月 2 日以降に加入された人は、加入日によって特別徴収の開始日が異なります。



Ⅱ 国民健康保険 (国保年金課国保係 ☎ 82-1177)

- ・ 平成 29 年 2 月の年金から保険料を差し引かれた世帯主で、次の条件に当てはまる人
国民健康保険の加入者全員が 65 歳以上 75 歳未満の世帯
保険料が差し引かれる年金の受給額の年額が 18 万円以上
介護保険料と国民健康保険料の合計額が、差し引かれる年金の受給額の 2 分の 1 を超えない

※年度内に世帯主が 75 歳になる場合は、特別徴収の対象となりません。

Ⅱ 後期高齢者医療 (国保年金課年金高齢医療係 ☎ 82-1209)

- ・ 平成 29 年 2 月の年金から保険料を差し引かれた人
- ・ 平成 28 年 10 月 1 日までに後期高齢者医療制度の被保険者になった人で、次の条件に当てはまる人
保険料が差し引かれる年金の受給額の年額が 18 万円以上

介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、差し引かれる年金の受給額の 2 分の 1 を超えない

※平成 28 年 10 月 2 日から 12 月 1 日の間に加入された人は、6 月から特別徴収を開始します。

4・6・8 月は、仮徴収額 (平成 29 年 2 月の年金で特別徴収された額と同額、または平成 27 年中の所得で算定した額) を年金から差し引きます。